

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和8年3月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	<p>越谷市における国民年金に関する事務は、国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という)に基づき以下の事務を行っている。</p> <p>1. 適用事務 国民年金被保険者(第3号被保険者を除く)資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>2. 免除事務 (1)国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、審査に必要な情報と共に日本年金機構に報告する。 (2)国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。</p> <p>3. 給付事務 (1)老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金等に係る裁定請求書、申請書の受付を行い日本年金機構に報告する。 (2)特別障害給付金の裁定請求書、申請書の受付を行い日本年金機構へ報告する。 (3)年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、支給に必要な情報と共に日本年金機構に報告する。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・資格得喪や免除、給付申請を管理履歴で対応し、現在と過去履歴を参照する。 ・入力情報は受付簿として管理し、受付当時の入力内容を参照できる。 ・相談内容や注意事項などの登録機能。 ・申請免除の受付時に、所得情報の確認、申請書発行、申請権限の登録を行う。 ・日本年金機構からの処理結果(資格・免除情報)の取込を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>(4) 各業務システム接続機能 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム3									
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 ・宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 ・中間サーバー連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 ・各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)									

3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項別表第46項、116項、128項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部国保年金課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・国民年金法の被保険者または受給権者(以下「被保険者等」という)及びその世帯員 ・過去に本市で住民登録していた被保険者等であった者
その必要性	・市町村の法定受託事務として、保険料免除等の処分に必要である被保険者及び世帯員の所得状況等を日本年金機構へ報告する必要がある。 ・過去本市国民年金システムに登録されていた被保険者等が再転入した場合等に、事務の正確性及び効率性の向上のため、過去の年金情報を引き継ぐことができるよう、過去の被保険者等の情報を保有している。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するため。 ・5情報、連絡先及びその他住民票関係情報は、本人への連絡等及び届出等の際の住所確認、続柄情報や世帯対象範囲の確認、死亡・転出等による世帯情報の変更確認のため。 ・地方税関係情報は、本人や世帯員の所得を把握し、保険料免除や年金請求の手続き、日本年金機構からの問い合わせ等について適切に対応するため。 ・年金関係情報は、日本年金機構への報告や被保険者等からの年金相談等に対応するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	保健医療部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (社会保険オンラインシステム)	
③使用目的 ※	国民年金の資格適用事務、給付事務を行うこと。	
④使用の主体	使用部署	保健医療部国保年金課、各出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者等の届出、申請等を受理し、日本年金機構に届出情報を提供する。 ・被保険者等の資格・給付情報管理に必要な住基情報を入手し、日本年金機構へ提供する。 ・免除等申請、障害基礎年金(20歳前障害)の請求等の処分に必要となる所得情報を入手して日本年金機構へ提供する。 ・日本年金機構で付番された基礎年金番号や免除等の審査結果、年金請求の支給決定結果等を、本市国民年金システムに入力し、被保険者等の相談・問合せ等に対応する。 	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報と届出や申請等と内容を突合して、被保険者等を確認する。 ・地方税関係情報と被保険者等及びその世帯員を突合して所得額等を確認する。 ・国民年金システムの情報と日本年金機構の処理結果等を突合して適正に管理を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 1) 委託する 2) 委託しない () 1) 件	
委託事項1	システム保守運用	
①委託内容	国民年金システムの保守運用	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、委託先とあらかじめ書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑥再委託事項	システム運用支援作業
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<越谷市における措置>

入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。
紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。
電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 年金その他資格

1.基礎年金番号,2.記号番号,3.年金種別,4.取得年月日,5.取得入力年月日,6.喪失年月日,7.喪失入力年月日,8.異動年月日

(2) 年金基本

1.基礎年金番号,2.住民コード,3.生年月日,4.取得年月日,5.喪失年月日,6.種別,7.付加,8.免除,9.在外区分,10.高齢任意喪失月,11.不在区分,12.不在年月日,13.不在判明年月日,14.資格状況フラグ,15.年金委員コード,16.学生区分,17.卒業予定年月,18.電話番号1,19.電話番号区分1,20.電話番号2,21.電話番号区分2,22.三号時効年月,23.住記年金登録区分,24.前回受付年度,25.前回受付年月日,26.前回受付番号,27.前回異動区分,28.職権適用区分,29.無年金者区分,30.旧年金番号区分1,31.旧年金番号1,32.旧年金番号区分2,33.旧年金番号2,34.旧年金番号区分3,35.旧年金番号3,36.相談区分,37.二十歳前厚年月数,38.納付書送付先郵便番号1,39.納付書送付先郵便番号2,40.納付書送付先住所,41.納付書送付先氏名,42.納付書発行日,43.納付書発行年度,44.納付書発行月1,45.納付書発行月2,46.納付書再交付入力日,47.基礎年金番号フラグ,48.進達フラグ,49.高齢任意理由,50.年金基金種別,51.年金基金加入日,52.年金基金喪失日,53.異動年月日,54.公的年金本人種別,55.公的年金本人番号,56.基礎年金配偶者種別,57.基礎年金配偶者番号,58.照合サイン,59.個人タクシー区分

(3) 年金メモ

1.基礎年金番号,2.連番,3.メモ欄,4.異動年月日

(4) 年金給付

1.年金証書番号,2.住民コード,3.申請項目,4.届出日,5.進達日,6.返却日,7.発生年月日,8.連番,9.電話番号,10.電話番号2,11.銀行コード,12.支店コード,13.口座番号,14.郵便局コード,15.郵便局名,16.郵便局口座番号1,17.郵便局口座番号2,18.旧氏名,19.続柄コード,20.続柄漢字,21.障害等級1,22.障害等級2,23.認定周期,24.停止日,25.未支給詳細,26.非該当有無,27.請求者住民コード,28.請求者名,29.請求日,30.請求者住所,31.死亡者基礎年金番号,32.死亡者住民コード,33.死亡日,34.死亡者名,35.死亡者住所,36.代理理由コード,37.その他代理理由,38.その他書類枚数,39.その他書類,40.給付種別名称,41.備考,42.コメント,43.給付確定年月日,44.支給開始年齢,45.支給開始年齢月,46.進達フラグ,47.返戻日,48.返戻内容,49.処理日,50.再受付日,51.傷病名,52.診断書コード,53.請求事由コード,54.裁定日,55.再進達日,56.再送付日,57.異動年月日,58.年度,59.加算対象者住民コード,60.加算対象者年金証書番号,61.加算対象者連番,62.加算対象者銀行コード,63.加算対象者支店コード,64.加算対象者口座番号,65.加算対象者郵便局コード,66.加算対象者郵便局名,67.加算対象者郵便局口座番号1,68.加算対象者郵便局口座番号2,69.加算対象者名,70.加算対象者住所,71.加算対象者生年月日,72.加算対象者障害状況,73.疾病番号,74.初診日,75.障害認定日,76.現在日,77.五年前年月日,78.基準月前月,79.病院コード,80.開始日,81.終了日,82.添付資料コード,83.添付資料通数,84.資料提示年月日

(5) 年金資格

1.基礎年金番号,2.種別,3.取得年月日,4.取得入力年月日,5.取得理由,6.喪失年月日,7.喪失入力年月日,8.喪失理由,9.異動年月日

(6) 年金受付簿

1.基礎年金番号,2.住民コード,3.受付年度,4.受付年月日,5.異動区分,6.受付番号,7.受付枝番,8.異動年月日,9.職員番号,10.職員氏名,11.キー基礎年金番号,12.キー住民コード,13.キー受付年度,14.キー受付年月日,15.キー異動区分,16.キー受付番号,17.キー受付枝番,18.キー異動年月日,19.キー前後区分,20.キーRecNo,21.記号番号,22.年金種別,23.取得年月日,24.取得入力年月日,25.喪失年月日,26.喪失入力年月日,27.連番,28.メモ欄,29.生年月日,30.種別,31.付加,32.免除,33.在外区分,34.高齢任意喪失月,35.不在区分,36.不在年月日,37.不在判明年月日,38.資格状況フラグ,39.年金委員コード,40.学生区分,41.卒業予定年月,42.電話番号1,43.電話番号区分1,44.電話番号2,45.電話番号区分2,46.三号時効年月,47.住記年金登録区分,48.前回受付年度,49.前回受付年月日,50.前回受付番号,51.前回異動区分,52.職権適用区分,53.無年金者区分,54.旧年金番号区分1,55.旧年金番号1,56.旧年金番号区分2,57.旧年金番号2,58.旧年金番号区分3,59.旧年金番号3,60.相談区分,61.二十歳前厚年月数,62.納付書送付先郵便番号1,63.納付書送付先郵便番号2,64.納付書送付先住所,65.納付書送付先氏名,66.納付書発行日,67.納付書発行年度,68.納付書発行月1,69.納付書発行月2,70.納付書再交付入力日,71.基礎年金番号フラグ,72.進達フラグ,73.高齢任意理由,74.年金基金種別,75.年金基金加入日,76.年金基金喪失日,77.公的年金本人種別,78.公的年金本人番号,79.基礎年金配偶者種別,80.基礎年金配偶者番号,81.照合サイン,82.個人タクシー区分,83.年金証書番号,84.申請項目,85.届出日,86.進達日,87.返却日,88.発生年月日,89.電話番号,90.銀行コード,91.支店コード,92.口座番号,93.郵便局コード,94.郵便局名,95.郵便局口座番号1,96.郵便局口座番号2,97.旧氏名,98.続柄コード,99.続柄漢字,100.障害等級1,101.障害等級2,102.認定周期,103.停止日,104.未支給詳細,105.非該当有無,106.請求者住民コード,107.請求者名,108.請求日,109.請求者住所,110.死亡者住民コード,111.死亡日,112.死亡者名,113.死亡者住所,114.代理理由コード,115.その他代理理由,116.その他書類枚数,117.その他書類,118.給付種別名称,119.備考,120.コメント,121.給付確定年月日,122.支給開始年齢,123.支給開始年齢月,124.返戻日,125.返戻内容,126.処理日,127.再受付日,128.死亡者基礎年金番号,129.傷病名,130.診断書コード,131.加算対象者住民コード,132.加算対象者年金証書番号,133.加算対象者連番,134.加算対象者銀行コード,135.加算対象者支店コード,136.加算対象者口座番号,137.加算対象者郵便局コード,138.加算対象者郵便局名,139.加算対象者郵便局口座番号1,140.加算対象者郵便局口座番号2,141.加算対象者名,142.加算対象者住所,143.加算対象者生年月日,144.加算対象者障害状況,145.疾病番号,146.初診日,147.障害認定日,148.現在日,149.五年前年月日,150.基準月前月,151.病院コード,152.開始日,153.終了日,154.添付資料コード,155.添付資料通数,156.資料提示年月日,157.資格取得更正コード,158.資格喪失更正コード,159.取得理由,160.喪失理由,161.氏名カナ,162.氏名漢字,163.本名,164.世帯主氏名,165.性別,166.住民となった年月日,167.住民でなくなった年月日,168.住民種別,169.国籍,170.住所コード,171.棟,172.番地,173.号,174.号枝番,175.号小枝番,176.丁目名,177.地番ビット,178.住居表示地区,179.郵便番号親,180.郵便番号子,181.方書漢字,182.転入前住所,183.転居前住所,184.転出先郵便番号親,185.転出先郵便番号子,186.転出先住所,187.転出先異動事由,188.住定異動年月日,189.住定事由,190.自治会,191.汎用項目1,192.汎用項目2,193.汎用項目3,194.汎用項目4,195.汎用項目5,196.汎用項目6,197.汎用項目7,198.汎用項目8,199.汎用項目9,200.現住所漢字,201.相談内容,202.付加加入更正コード,203.付加辞退更正コード,204.付加種別,205.付加加入年月日,206.付加辞退年月日,207.免除種別,208.免除開始年月日,209.免除廃止年月日,210.免除開始受付日,211.結果,212.結果日,213.申請区分,214.配偶者住民コード,215.世帯主住民コード,216.申告書出力区分,217.免除廃止受付日

(7)年金相談

1.住民コード,2.連番,3.相談区分,4.相談内容,5.異動年月日

(8)年金電子届書

1.届書作成年月日,2.届書コード,3.レコード通番,4.異動年月日,5.基礎年金番号,6.生年月日,7.手帳記号番号_番号2,8.手帳記号番号_番号3,9.被保険者氏名カナ,10.被保険者氏名_変換漢字,11.性別,12.郵便番号,13.被保険者住所_変換漢字,14.資格取得年月日,15.資格種別,16.資格取得理由,17.資格喪失年月日,18.資格を喪失する理由,19.死亡年月日,20.種別変更年月日,21.変更後種別,22.沖縄特例,23.配偶者基礎年金,24.配偶者生年月日,25.配偶者共済番号表示,26.配偶者氏名カナ,27.配偶者氏名_変換漢字,28.喪失予定年月日区分,29.加入申込区分65歳以上,30.手帳送付者表示,31.年金手帳作成,32.手帳宛名シール作成表示,33.受給権確認表示,34.納付書抑止表示,35.氏名変更年月日,36.変更後氏名カナ,37.変更後氏名_変換漢字,38.外国人区分,39.被保険者通称名カナ,40.被保険者通称名_変換漢字,41.住所変更年月日,42.変更後郵便番号,43.変更後住所コード,44.変更後住所カナ,45.変更後住所_変換漢字,46.転出年月日,47.転出先郵便番号,48.転出先住所コード,49.転出先住所カナ,50.転出先住所_変換漢字,51.電話番号種別,52.電話番号_局番1,53.電話番号_局番2,54.電話番号_番号,55.外国人氏名,56.外国人生年月日,57.外国人国籍

(9)年金納付

1.基礎年金番号,2.順位,3.年度,4.納付前納,5.納付4月,6.納付5月,7.納付6月,8.納付7月,9.納付8月,10.納付9月,11.納付10月,12.納付11月,13.納付12月,14.納付1月,15.納付2月,16.納付3月,17.異動年月日

(10)年金付加

1.基礎年金番号,2.付加種別,3.付加加入年月日,4.付加辞退年月日,5.異動年月日

(11)年金免除

1.基礎年金番号,2.免除種別,3.免除開始年月日,4.免除廃止年月日,5.免除開始受付日,6.結果,7.結果日,8.受付番号,9.申請区分,10.配偶者住民コード,11.世帯主住民コード,12.申告書出力区分,13.異動年月日,14.免除廃止受付日,15.全額,16.半額,17.猶予,18.猶予優先,19.申請4分の1,20.申請4分の3,21.継続フラグ

(12)福祉年金

1.記号番号,2.年金区分,3.本人住民コード,4.配偶者住民コード,5.扶養義務者住民コード,6.扶養義務者続柄コード,7.扶養義務者電話番号,8.障害等級,9.受給公的年金,10.前年度,11.前年度裁定状況,12.現年度,13.現年度裁定状況,14.電話番号,15.管区,16.通知書区分,17.送付先郵便番号,18.送付先郵便番号子,19.送付先住所,20.送付先方書,21.送付先氏名,22.備考,23.処理年月日,24.生計維持,25.郵便コード,26.障害等級1,27.障害等級2,28.住民コード,29.年度,30.所得額,31.雑損控除額,32.医療費控除額,33.社会保険料控除額,34.小規模企業控除額,35.配偶者特別控除額,36.普通障害扶養控除,37.特別障害扶養控除,38.本人普通障害控除,39.本人特別障害控除,40.老年人者控除,41.寡婦控除,42.特別寡婦控除,43.勤労学生控除,44.その他控除額,45.控除額合計,46.扶養人数,47.控配有無,48.年少扶養親族数,49.老配扶人数,50.特定扶養人数,51.算出扶養親族数,52.算出特定扶養親族数_19歳未満,53.扶養親族数_比較結果,54.無申告表示,55.作成年月日

(13)連携情報

個人番号、情報提供用個人番号識別符号、団体内宛名番号、情報提供等の記録等

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託承認申請書により再委託理由等を明確にし、市が承認した業者については、再委託を許諾するとともに安全管理については委託と同等の措置を義務づける。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	情報資産（紙や電子記録媒体を含む）の提供にあたっては、情報セキュリティ責任者の許可を得よう内部規則に定めている。
その他の措置の内容	・庁内サーバ室等への入室管理を行い、特定個人情報の提供・移転リスクを最小限にしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>【技術的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	
<p>8. 監査</p>	
<p>実施の有無</p>	<p>[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査</p>
<p>9. 従業者に対する教育・啓発</p>	
<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p><越谷市における措置> 毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
<p>10. その他のリスク対策</p>	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	越谷市総務部総務課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136
②請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。電話、FAXでの請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	越谷市保健医療部国保年金課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9155
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月5日	—	—	しきい値判断の見直し(令和2年1月17日時点での対象人数の変更)により、全項目評価から重点項目評価に変更したため、新規に作成する。	事後	しきい値判断の見直しにより、全項目評価から重点項目評価に変更したため、新規に作成するものであって、重要な変更に当たらない。
令和3年11月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民協働部市民課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	IV 開示情報、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	市民協働部市民課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 提供先 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 第48項、第50項、第107項、第117項	番号法第19条第8号別表第二 第48項、第50項、第107項、第117項	事後	番号利用法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民協働部市民課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	市民協働部市民課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和8年3月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第1第31項、83項、95項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2	・番号法第9条第1項別表第46項、116項、128項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2	事後	根拠となる法令の改正による修正
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託	④再委託の有無 [再委託しない]	④再委託の有無 [再委託する] ⑤再委託の許諾方法 再委託の必要がある場合は、委託先とあらかじめ書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。 ⑥再委託事項 システム運用支援作業	事後	再委託の有無の変更
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 第48項、第50項、第107項、第117項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第73項、第74項、第142項、第156項	事後	根拠となる法令の改正による修正
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	中間サーバー更改に係る修正
令和8年3月30日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの担保 具体的な方法	[再委託していない]	[十分に行っている] 再委託承認申請書により再委託理由等を明確にし、市が承認した業者については、再委託を許諾するとともに安全管理については委託と同等の措置を義務づける。	事後	再委託の有無の変更

<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク・特定個人情報の漏えい・ 滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>【物理的対策】 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>【技術的対策】 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>中間サーバー更改に係る修正</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p>＜中間サーバープラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	<p>事前</p>	<p>中間サーバー更改に係る修正</p>